

午前10時開議

○議長（杉浦久直） 出席議員が定足数に達していますので、ただいまから会議を開きます。

本日出席を求めた執行部の職員は、市長をはじめ関係職員です。

なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ここで、日程に入る前に報告を行います。

本日、市長から報告第7号「和解及び損害賠償の額を定める専決処分について」外2件の提出がありました。

議案は、お手元に配付のとおりです。

次に、去る3月2日の本会議で所管の委員会に付託、送付した請願1件、陳情5件の審査結果については、委員長からお手元に配付のとおり報告がありました。

なお、市長及びその他関係機関に送付を必要とするものについては、これを送付します。

以上で、報告を終わります。

○議長（杉浦久直） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、9番 廣重 敦議員、30番 柴田敏光議員を指名します。

ここで、報告を行います。

開会前に、小木曾智洋議員、築瀬 太議員、井町圭孝議員、杉山智騎議員、小田高之議員、畑尻宣長議員、大原昌幸議員、田口正夫議員、鈴木雅子議員の以上9名から緊急質問の通告がありました。

お諮りします。

この際、通告があった緊急質問を日程に追加し、質問を許可することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉浦久直） 御異議はなしと認めます。

よって、通告があった緊急質問に同意の上、この際、日程に追加し、質問を許可することに決定しました。

なお、質問順序はお手元に配付の通告書の順と

します。

直ちに緊急質問を行います。

24番 小木曾智洋議員。

○24番（小木曾智洋） 今回は事実関係のみを確認させていただきます。お伺いする答弁をしっかりと精査させていただき、今後の対応についての検討材料とさせていただきます。

それでは、初めに市長に対しお伺いいたします。

まずは、3月16日、朝日新聞にて、事務所が違法状態、市街化調整区域に建築、行政指導後も、との見出しで報道があり、翌3月17日には、新聞各社においても同様の報道がなされました。また、テレビ放映もありました。

それでは、この違法状態の事務所について、これまでの経緯と現在の状況についてお聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） お答えをさせていただきます。

初めに、これまでの経緯と現在の状況についてお答えをいたします。

父所有で、私が使用していた御指摘の建物の違法性を認識したのは、令和3年5月24日に建築指導課から口頭指導を受けた際でございました。口頭指導で違法性を認識し、専門家とともに対処方法を検討してきましたが、時間がかかってしまったことに責任を感じております。

調整区域においては政治団体事務所は設置できないということで、建物所有者である父と相談をしましたところ、父には、この土地はかつてゴルフ練習場として開発許可を取った経緯があるから使用は構わないという思い込みがあり、父に理解してもらうのに時間を要しましたが、説明をし、納得をしてもらった後は、政治団体事務所は移転をする、他方、父所有のコンテナやプレハブはこれを生かして、かつてここに「かよ」という私からしたら祖母の名前がついた喫茶店があったことに倣い、自分のような——これは父のことでありますけれども——認知症の人でも居場所となり、人とおしゃべりできる居場所としての喫茶店のよ

うなものを造りたいという父の希望に沿いたいという思いで検討を進めておりました。口頭指導から4日後には、建築指導課に相談したところ、喫茶店を設置することは不可能ではないということを確認いたしました。そこで、違法性のない建物にするため、法令を熟知した専門家に依頼して検討を進めてきました。

しかし、話を進めていくと、喫茶店の経営は、ただ建物を建てればよいというものではなく、建築基準法のほかにクリアすべき課題が数多くありました。食品衛生法の関係や調理スタッフの問題もあり、建設費の見積りも整っておりましたが、令和4年に入った頃には喫茶店の設置は断念いたしました。

令和4年度に入ってから、改めて集落サービス、福祉施設など市街化調整区域での建設が不可能ではない用途での検討を進めてまいりました。授産施設の皆様から作ったものを売る場が欲しいという声を頂いていたということもあり、気軽に立ち寄れる施設を造りたいとも考えておりました。これについても、設計士など専門家に依頼し、図面を書いてもらったり建築指導課と相談したりしていました。

しかし、この集落サービスや福祉施設についても、当然クリアすべき課題が多く、時間を要してしまいました。

今年に入ってから、これ以上時間を費やし違法状態を放置することは許されないという思いを強め、まずは建物を除却し違法状態を解消するという方針を取ることにして、所有者である父から業者に依頼し、昨日であります3月21日から撤去作業を始めております。

なお、政治団体中根康浩を育てる会事務所は、令和5年1月1日付で市内元能見町に移転いたしました。

今後は、建物等を撤去後、認知症高齢者や障がい者や近所の人たちが気軽に集えるような居場所を造りたいという父の希望に沿う形で土地利用を考えていきたいと思っています。

もともとこの土地では、父が若い頃、葉たばこ

の生産をしたりブドウ作りをしたりというところ、そしてその後ゴルフの練習場として活用していたという、父にとっては思いの強いところでありますので、そのような考えに沿いたいと思っております。

当然、新しいものを建築するときには、建築主あるいは営業主等々含めて、合法的なものとして進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 小木曾議員。

○24番（小木曾智洋） それでは、続きまして建築行政の指導監督部署である都市政策部にお伺いします。

事務所が違法状態とのことですが、現在、具体的にどの法令のどの部分を犯しているのか。

また2021年5月、違法建築物に対し違法状態を解消するよう口頭による指導、いわゆる行政指導を行ったと伺っております。行政として、このような場合どのような対応手段があり、どう対処してきたのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 初めに、法令違反についての御質問ですが、建築指導課にて確認している部分は、都市計画法第42条第1項、許可を取っていないの規定、建築基準法第6条第1項の規定、建築確認手続がされていない、第20条の規定、基礎がないと思われるです。その他の建築基準法の抵触条項は、行政側では不明でございます。

また、違反に対して行政がどのような対応手段を取り得るかという御質問のことでございますが、まず、担当部局の基本的な考え方を御説明いたします。

違反指導の具体的手段や経過措置等の詳細につきましては、これを公にすることにより違法もしくはは不当の行為を容易にし、市が行う事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、岡崎市情報公開条例第7条の規定により非開示情報としておりまして、一般的には、違反指導は、人命や安全に関わる程度や周辺へ与える影響の程度、違反者の是正意思の程度などを総合的に勘案して

その方法を決定するため、対応手段は違反の状況により様々でございます。

今回につきましても、それらを総合的に勘案した上で指導を実施しており、あくまで違反指導は個別によるものという前提でお答えをいたします。

2021年、令和3年5月に口頭による行政指導を行い、その際、市長は是正の意思を示されて、具体的に許可が認められる建築物の計画を検討するということでしたので、指導の手段については、口頭による指導としております。

その後、市長から委託された専門家である建築士から都市計画法の許可ができる喫茶店の用途への相談がありましたが、途中から打合せの申出が途絶えたため、建築士に確認したところ、その案については一旦中断し、ほかの案を再検討するということになりました。

その後、4回にわたりまして市長へ進捗状況を確認しましたところ、集落サービスや福祉施設など大まかな用途の提案等はございましたが、最適な案を模索中とのことで、具体的に限定された改善案には至っておりませんでした。

その後、2023年、令和5年2月に入りまして、前回とは別の建築士により新たな用途での提案があり、具体的な計画図を持参して相談がございました。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 小木曾議員。

○24番（小木曾智洋） ありがとうございます。

今回は、本来、特定行政庁として違法行為に対し是正命令等の建築行政全般をつかさどる行政機関であるべき市長が相手となっており、非常に特殊なケースと考えます。

そこで、一般的な話としてお伺いしますが、違法建築の例では、違法建築物の認知から行政指導、行政処分まではどのようなタイムスケジュールで執行されていくものなのか、お聞かせください。

また、併せて都市計画法違反、建築基準法違反にはどのような刑事罰である罰則があるのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 一般的に、違反の確知がされた場合は、人命の安全に関わる程度や周辺へ与える影響の程度、違反者の是正意思の程度などを総合的に勘案し、その方法を決定いたします。

指導の流れといたしましては、まず口頭指導から始め、そして口頭指導では是正意思が示されない場合、是正の検討の進捗が見込まれない場合、文書などの方法により違反者に是正指示を行うこととなります。

その後、たとえ即時の是正を行うことが困難であっても、違反を是認したと受け取られないよう適切な頻度で継続的に状況を把握し、口頭指導、文書指導を併せて行っていますが、特に建築物の安全性など社会的な影響が大きく、かつ指導に応じないような場合は、より重い是正勧告、そして行政処分となる是正命令を行うこととなります。

このタイムスケジュールにつきましては、内容や程度に応じて対応することとなり、一概に決められたものではございませんが、違反を是認したと勘違いされないよう速やかに是正するよう指導しております。

罰則の規定についてでございますが、本件の場合、都市計画法は第92条第1項第6号の規定により50万円以下の罰金、建築基準法は第99条第1項第1号の規定により1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処することとなっております。

また、この罰則適用については捜査機関の判断となるため、本市では判断はできません。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 小木曾議員。

○24番（小木曾智洋） ありがとうございます。

市長に対しても一般違反者と同様の対応をしていただいておりますが、残念ながら今回は2021年5月より1年半以上の長期にわたり、客観的にも外形的にも認知できる違法状態が結果として放置されることになってしまいました。

担当部署からは、法令違反の確知より複数回にわたり行政指導が行われてきたようではありますが、いま一度確認させていただきます。この間、どの

タイミングでどのように指導を行ってきたのか、時系列を追って詳細にお聞かせください。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 具体的な指導内容につきましては、2021年、令和3年5月24日の口頭による行政指導を初めに行い、その際に、違反是正には専門的な知識が必要であり個人での対応は困難であるため、建築士を立てて対応するよう指示をしております。

その後、5月28日には、市長より対応案として市街化調整区域における日常生活のための必要な店舗のいずれかにて検討を進めるものとし、委託する建築士を探し始めるとの意向を提示されました。

その後、2021年10月7日に、市長から委託されました建築士から喫茶店を新築する提案相談がございました。建築指導課としましては、本市の審査基準に照らし、建築敷地の分筆作業、建築敷地内に必要な駐車場の確保、開発行為の有無に関わる造成計画など、立地基準、技術基準への適合について説明しましたところ、是正に向けた調査設計作業を進めることで、その後、建築指導課に10月11日、12日、21日、11月2日の計4回の相談がございましたが、具体的な計画案までには進まず、喫茶店の案は難航しているようでした。

2022年、令和4年3月17日にさきの建築士に問合せをしましたところ、喫茶店の調査設計作業は中断しており、ほかの用途も視野に入れ再検討しているとの返答がございました。

その後、4月13日、6月22日、7月27日、8月22日の計4回、市長へ進捗状況を確認しましたが、集落サービスや福祉施設など大まかな用途の提案はございましたが、最適な案を模索中とのことで、その後も具体的な用途を限定した改善案には至りませんでした。

2023年、令和5年2月8日、建築指導課は、是正の検討の進捗が見込まれない状況を鑑み、文書指導を視野に入れつつ、再度建築士を立てて具体的な改善案を提示するよう市長に口頭指導しましたところ、同日に市長から依頼された新たな建築

士が来庁されまして、前回の建築士と同様に審査基準の説明をさせていただきました。

その後、当該建築士は2月9日、2月13日の2回、相談のため来庁され、指導をいたしました。

そして、同月22日に、具体的な提案として、今後の協議が進められると判断できる雑貨店の計画図が提出をされました。

以上が、指導内容に関する詳細でございますが、さきの緊急記者会見で、市長からは既存建物を2か月以内に全て撤去するという発言がありましたので、建築指導課は、市長に対し3月17日に具体的な撤去に関する是正計画書の提出を求め、3月20日に受理されたところでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 34番 築瀬 太議員。

○34番（築瀬 太） 私からは、本件を所管いたします副市長にお伺いをしてまいりたいと思います。

新聞報道などによりますと、本件について2020年12月に建築指導課から副市長に報告があり、その後、先ほどの説明でもありましたが、2021年5月に市長に指導を行ったということでもあります。

通常では、行政指導の前に副市長に相談するということはあまりないかと思いますが、今回は対象が市長ということで建築指導課から相談があったものと理解をしておりますけれども、本来でしたら、担当副市長としては、報告があった段階ですぐに市長に是正を進言してしかるべきと思いますが、なぜ半年ものタイムラグが発生したのか、まず御説明を願います。

○議長（杉浦久直） 山本副市長。

○副市長（山本公德） お答えいたします。

まず、令和2年の年末に報告を受けました後、この是正指導に対しまして、どのように実現していくかを熟慮いたしました。

思い起こしましたのが、過去お二人の市長さんがよく就任の際に、敵陣に乗り込んだような思いだというお言葉を聞いておりまして、確かに全く関係性のなかった大きな組織に市長という立場で入られた、確かにそういう感覚というのはあるん

だろうというふうに思いまして、やはり、今回の指導する時期というのは、これは私をはじめといたしまして、岡崎市という組織との信頼関係を築いてから行うのが適当と判断をいたしました。

そして、年が明けまして令和3年2月臨時議会でのコロナの追加対策予算の御審議もございました。また、本格的なコロナ対策を盛り込んだ令和3年度当初予算編成、そして3月定例会への対応、特に、この後5月頃の開始が予定をされておりました新型コロナウイルスのワクチン接種、こうした市政運営を的確に進める中で、組織との信頼関係が築けるだろう、それを見極めた上で指導に入ろうとその時期をうかがっておりました。

そして、新型コロナウイルスワクチン接種の体制が整い、接種券の一次発送を終えました5月、まさにその時期と思い、指導に入ったものでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 築瀬 太議員。

○34番（築瀬 太） 確かに、このときは緊急のコロナ対策など本当に緊急事案が山積をしておりましたし、臨時会を開催もいたしました。とりわけ副市長が仰せられたそのワクチンの接種についての段取りは、本当に大変であったというのは私も記憶をしているところであります。

市長の個人の問題よりも市政の進展、とりわけ市民の安全のための施策を最優先したというふうに理解をさせていただきます。

ただ、副市長には市長を補佐するとともに、職員の事務を監督する責務もあると思っております。建築指導課が指導担当だということで、そこで任せ切りにしていいという問題ではないです。しっかりその指導が進捗しているか、確認をしていく立場であろうと思います。

そこで、2021年5月の行政指導以降、山本副市長は中根市長に対してどのような対応、また職員に対してどのように対応してきたのか、御説明をお願いします。

○議長（杉浦久直） 山本副市長。

○副市長（山本公徳） 指導に入りました5月以

降でございますが、先ほど少し部長からも詳しい、月を追った説明がございましたけれども、建築指導課、部長を含めて、この指導担当が口頭指導に入るたびに事前に報告を受けまして、その状況等を見極めながら適宜必要な指示をしております。

その際には、市長は是正に対する意思というものを明確に示しておられたんですけども、やはり市長が使用されておる物件といった性質に鑑みまして、できる限り早い是正につなげるよう、そしてそのときには特別なしんしゃくは不要である旨も念を押しながら、その都度指示をしております。

私の立場からいたしますと、先ほども申し上げましたけれども、やはり適正な、まず市民に対するサービスの確保、いわゆる市政運営を大きくサポートする必要もございます。そして、今回のこの建築行政に対する指導監督というのも私の責務でもございますので、この両方をどのように、当然、市政運営を担う市長にとって妨げとならないようにうまくどういうふうハンドリングをするのが大変難しいと感じております。

ただ、いかようにいたしましても、先ほど市長からは今回の物件に対して除却に入られるという御意思も示されておまして、これは指導担当部局の大きな成果であると、私はその背中を少し押せたのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（杉浦久直） 18番 井町圭孝議員。

○18番（井町圭孝） 民政クラブを代表して質問をさせていただきます。

行政指導に関する内容につきましては、先ほどの質問で理解しましたので、私からは市長が今回報道された事実についてどのように受け止め、考えているのかを確認させていただきたいと思えます。

市長が違法状態を継続する影響が大きいということで、部下の皆さんが指導してくれたと思えます。指導してくれた副市長はじめ都市政策部の職員に対して、市長はどのように評価しているのか、まずお聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 違法を指摘された当事者として、私が評価をするという立場ではないとは思いますが、間違っただけを間違っただけとして指摘をしていただき、その是正のチャンスを与えていただいたということについては感謝をいたしておりますし、市長であったとしても公平公正な立場で対応している職員は大変毅然とした態度であるということで、これは市民から高く評価されるものではないかというふうに思います。

○議長（杉浦久直） 井町議員。

○18番（井町圭孝） それでは、市長は3月16日、会派の控室にて事務所機能は既になくから現在違法状態はないと我々に説明をされました。

それでは、ライフラインはいつ切ったのか、お答えください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 違法状態ではないというのは、政治団体の事務所を置くということにおいては違法状態ではないということですが、違法状態である建物が残存をしておることにおいては、違法状態はある意味今でも継続をしているというのは確かでございます。

ライフラインというのは、つまりは電気とかガスとか水道ということでもありますけれども、これについては切ったのは、昨日から解体作業、撤去作業が始まっておりますので、昨日それは切ったということでございます。

○議長（杉浦久直） 井町議員。

○18番（井町圭孝） 違法状態が続いていた、今お認めになられましたけれども、我々に対してもちょうと説明があったのかなというふうなことは感じております。

それでは、今後、本市の行政指導への影響を市長はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 影響が出ないように、速やかに対処、対応していきたいというふうに思っておりますが、もし影響が出るということになれば、それは大変申し訳ないことだというふうに思いま

す。

○議長（杉浦久直） 井町議員。

○18番（井町圭孝） 影響は大きくあると思います。例えば、行政指導など今後市長の名前が記載された文書の効力が本当になくなってしまいうんじやないかなというふうに考えます。

今後大変な苦勞をすると思われる職員に対しては、どのように協力をお願いしたのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 行政指導などの効力は確かに私の名前で出されるものではありませんけれども、私の個人の意思で出すものではなく、法令あるいは条例等々を根拠に出すものでありますので、その効力がなくなるとは考えておりませんが、市民に対して不快な思いをさせるということについてはおわびを申し上げなければならないと思っております。

今後、その点について苦勞する職員に対しては、申し訳なく思いますが、そのことについて、苦勞ということの中身が、当然私のことをしんじやくした苦勞ということではなく、市民の皆様から様々な御批判とか御意見をお寄せいただくということにおいての御苦勞だということがあれば、それについては大変御負担をかけるということで申し訳ないという思いは持たせていただきます。

○議長（杉浦久直） 井町議員。

○18番（井町圭孝） それでは、最後の質問をさせていただきますが、撤去するということで3月21日からもう撤去が開始されたということですが、今後どのような状態にするのか、また一日も早く対処すべきというふうに考えますが、今現在のお考えについてお聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） まずは、いろいろと経緯はありましたけれども、今に至っては違法状態を速やかに解消するということが第一であるということでございますので、そう判断しておりますので、まずは違法状態にある建物を全て撤去、解体ということを考えております。その結果としては、当

該土地はいわゆる更地という状態になるものと思います。

その後、先ほど申し上げましたように、父親の思いというものも含めて、当該土地についての活用については検討していきたいというふうに思っています。

○議長（杉浦久直） 27番 杉山智騎議員。

○27番（杉山智騎） チャレンジ岡崎から質問させていただきます。

報道関係の質問に関しましては小田代表から行いますので、私からは今までの答弁について質問させていただきます。

行政指導や行政処分の一般的なスケジュールに関しては先ほどの答弁で理解いたしました。違反などの手続に関して課内で基準や規則などがあるのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 基準はございますが、公表しているものではございませんので、具体的な内容はお答えできません。

非公表としている理由でございますが、公表されますと違反指導に支障が生じるためであり、非公表とすることは行政手続法上も問題はないと理解しております。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 26番 小田高之議員。

○26番（小田高之） それでは、新聞報道に沿って幾つか質問をさせていただきます。

まず、1点目なんですが、少し確認をさせていただきたいんですが、3月17日の朝日新聞によりますと、先ほど市長は土地の所有者は父であるという御回答があったかと認識をしているんですが、それは違う、建物が父親の。土地は……いいです。分かりました。

2点目質問させていただきます。

先ほどもちょっと答弁があったかもしれませんが、また、市長の発言を3月17日の朝日新聞が引用しているものとして、「もう違法状態は事実上解消していると思っている。事務所の機能は1月1日時点で停止した」とあります。この発言につ

いて、都市計画法上、建築基準法上どのように考えるのか、見解をお伺いいたします。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） たとえ後援会事務所の機能が移転したとしても、その建物が建築物として存在する以上、または少なくとも使用不可能な状態でない限り、都市計画法と建築基準法の適用を受けることになります。したがって、事務所の機能が停止をしたということだけで違法状態が解消するとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 小田議員。

○26番（小田高之） それでは、続きまして同じく3月17日の記事で、市長の発言として、「ここは開発許可を取っているから使ってもいいと父から聞いた」とあります。これは、市街化調整区域における建築等の制限とはどういうものなのか、御見解をお伺いいたします。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 市街化調整区域は、市街化を抑制する区域と定められております。以上のことから、同区域内におきましては、法令や条例の規定に定められた用途以外の用途に供する建築物は立地が制限されることとなります。

したがって、市街化調整区域内における既存の建築物であっても、用途を変更するときは改めて都市計画法の許可を取り直す必要があり、開発許可を受けた土地や建物であっても無制限に使用できるということにはなりません。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 小田議員。

○26番（小田高之） 最後の質問です。

こちらは3月16日の朝日新聞ですが、この記事の中で、市長の後援会連絡所の立て看板とともに今回問題とされている建築物の写真が挿入されていました。この看板は、少なくとも記事が掲載された3月16日頃まではここに掲示されていたと拝察をいたします。

そこで伺います。この立て看板の法律的な意味についてはどのようなのか、またこの看板の掲示

が禁止されている場所があるのか、あればどのような場所なのか、お伺いをいたします。

○議長（杉浦久直） 総務部長。

○総務部長（戸谷康彦） 御質問の立て看板につきましては、公職選挙法第143条第16項により掲示することが認められている政治活動に使用される文書図画、立札及び看板の類いになるかと思われます。選挙運動にわたらない純然たる政治活動を行うことは原則自由でございますが、一方でお金のかかる選挙を是正し選挙の公平性を図るといった見地から、一定の規制がございます。

この立札及び看板の類いの掲示に関しましては、公職の候補者等または後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において掲示されるもののみが認められております。つまり、事務所の設置場所であると社会通年上合理的に判断される場所であることが、政治活動用の立札及び看板の類いを掲示する場所に要する要件でございまして、それ以外の場所に掲示することは禁止行為に該当することとなります。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 25番 畑尻宣長議員。

○25番（畑尻宣長） それでは、私から若干の確認をさせていただきたいと思っております。

さきの質問でおおむね理解するところでありませけれども、今回この口頭での指導という形で報道もされておまして、先ほど市長からも御答弁がありました。口頭での指導と書面での指導、この違いについてまずはお聞かせください。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 違反を確知した場合は、まず口頭指導による指導を行います。そして、口頭指導では是正意思が示されない場合、是正の検討の進捗が見込まれない場合は、違反事実に関する指示事項を確実に伝えるため書面を交付し文書による指導を行います。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 畑尻議員。

○25番（畑尻宣長） それでは、今ありました是正意思が示されない場合、または是正の検討の進捗

が見込まれない場合には書面に進んでいくということでございます。

それでは、この書面で指導される場合ですけれども、許可権者、指導責任者となります中根康浩岡崎市長から注意喚起の書面が作成されるということになると思っておりますけれども、今回の事例に置き換えますと中根康浩岡崎市長から個人中根康浩への注意喚起となるのか、お伺いをいたします。

また、今回はこれは当事者になるという場合は、第三者が申し立てることになる可能性はないのかも、併せてお聞かせください。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） まず、注意喚起の書面についてでございますが、違反建築物等是正指導事務処理におきましては、是正指示書としておりますので、こちらで回答をさせていただきます。

宛先は建物の所有者かあるいは建物使用者となりますので、岡崎市長中根康浩から是正指示の交付がされますので問題ないと考えております。第三者が申し立てることにつきましては、市長が不在の場合、代理者である副市長が行う場合もございます。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 畑尻議員。

○25番（畑尻宣長） それでは、最後にお聞きします。今回様々報道があつてから市民からの問合せとかあつたのではないかと思いますけれども、その市民からの苦情の件数また内容についてお聞かせください。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 報道後の市民からの苦情件数でございますが、10件程度となっております。

内容につきましては、違反指導から2年、建物が放置され是正が進まないことに対し、市長だからといって特別扱いをしているのではないかと、また口頭指導ではなくもっと厳しい指導や措置を行うべきではないかと、市長への厳しい処罰が適用されるべきではないかななどの様々な御意見がござい

ました。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 1番 大原昌幸議員。

○1番（大原昌幸） 市街化調整区域における建築物の違法性について、一問一答方式にて、まず市長にお伺いをしてまいります。

このたび問題となっている状況としましては、市街化調整区域に政治団体のプレハブが設置されていたということですが、これは都市計画法違反及び建築基準法違反ということで、今から約1年10か月前の2021年5月に市の担当課から市長に対しまして取壊しなどの是正が口頭で求められたとこのことであります。そして、今月の3月16日に行われた市長の記者会見の中では、市長から、現在は事実上違法な状態は解消したと考えているとの発言があったようではありますが、市の担当課の見解では違法な状態であったことが報道でも出ております。

そこで質問であります、市長さんにお伺いいたします。

先ほどの質問と重なる部分もありますが、よろしくお伺いいたします。今現在の認識としても違法な状態は解消したとお考えなのかどうか、見解をお聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 時間を費やしてしまったことについては、おわびを申し上げなければなりません、事務所については令和5年1月1日付で移転をいたしておりますので、調整区域内において政治団体事務所を置いてはならないという点については解消しておっております。

ただ、建築確認等々を取っていない建物が残存しているという状態については、違法状態が現在でも続行しているということは先ほど御答弁したとおりでございます。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） 続きまして、一旦、都市政策部長にお伺いをいたします。

問題となっているプレハブそのものを利用して喫茶店や福祉施設として適法な状態にできるのか

どうか、もしくはあのプレハブを利用せずに敷地内の別の場所への新築など可能となるケースはあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 問題となっておりプレハブそのものをそのままの形で改装し喫茶店や福祉施設として、都市計画法上、建築基準法上、適法な状態にすることはほぼできないと考えておりますが、基準に適合するよう改修した上で再利用することは可能と考えます。

また、あのプレハブを利用せず敷地内の別の場所に新築する場合、都市計画法については本市の審査基準に適合すれば許可の見込みはございます。

例えば、喫茶店の場合ですと建築物の敷地面積が1,000平方メートル以下で建物の延べ面積が300平方メートル以下などの条件がございます。

また、建築基準法についても建築確認申請など適正な手続が必要となります。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） 続きまして、市長にまたお伺いをしてまいります。

問題となっておりますプレハブのある土地が市街化調整区域であることを市長が知ったのはいつ頃だったのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） お答えいたしますが、いつ頃だったか分かりませんが、もうあそこは市街化調整区域だということは従前から存じておりました。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） それでは、市長の親族から開発許可を取っているからプレハブを使っていると市長が聞いたのはいつ頃だったのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 私の事務所は、それ以前に——それ以前というのは多分2007年頃、2008年頃だと思っておりますけれども——元能見町に存在しておりました。衆議院選挙、解散総選挙があるとい

うことで、元能見町から、もっと広い場所がいいだろうということで、滝町十楽——今日話題になっている土地でありますけれども——のほうに移るに際して、父親からこの土地はゴルフ場を営んだりして、かつて開発許可を取っている土地であるから、そこにある建物についても使用可能だということを知った上で、それではということで移転をしたわけでありまして、その認識が父並びに私共々誤っていたということにつきましては、不明の致すところであるというふうに思っております。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） それでは、市街化調整区域には政治団体の建物が建てられないことを市長が知ったのはいつ頃だったのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 市街化調整区域に政治団体の事務所ができないということは、実は、大変恥ずかしながらこのたび令和3年5月に違法を口頭指導された際でございます。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） 今月3月16日の記者会見では、市長は、市からの行政指導の後にプレハブの撤去を表明するまで約1年9か月かかった理由とし、資金面で調整がつかなかったということもお答えをしておりますけれども、資金をすぐに準備できないために資金の調整が必要だと最初に気がついた時期はいつ頃だったのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） すみません、ちょっと御質問の趣旨が十分理解できておりませんが、いずれにいたしましても、資金とか云々ということを経由に先送りをしたとか、あるいは時間を費やしたということについては、これは誤った判断であったというふうには思っております。できる限り早く、新しい活用方法が実行できないのであれば速やかに解体除却するという行動を早めに取りべきだったというふうには思っております。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） ただいまの御答弁で、速やかに直ちに行動に移すべきだったと御答弁がありました。

先ほどの小木曾議員の質問の中で、部長さんの御回答があったんですけども、2021年10月に建築士さんから喫茶店のお話がありまして、2021年11月には喫茶店の計画が難航しているようだという御回答がありました。その後、2022年4月に市長へ確認を取り、2か月後の6月、翌月の7月、また翌月の8月と2022年に4回市長に確認をして、その中で、部長さんの御回答では模索をしているようだという御発言でありました。8月以降動きがないんですが、2023年に入って2月8日に新たな建築士さんから市のほうへ出向いてきたという御発言があったんですけども、となると、口頭指導の後11月までは動きがあるんですけども、その11月から今年の2月までの約1年3か月間がちょっと動きが見えないんですが、この間は、市長はどういったことを動いていらしたのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） これは、つまりは誤った認識であったということをお前提に申し上げますけれども、本来速やかに除却すべきものだったんですが、そこに存在するコンテナあるいはプレハブ等を活用できないかということの中において、いろいろとその活用方法を検討しておりました。

この間も、実は、具体的な日時を示して御答弁をさせていただいた以外にも、いろいろ、随時といたしますか少しずつの相談等々は担当者としておったというのもありますので、全く動きがなかったということではなく、様々な検討をしていたということでございます。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） ちょっと質問が違うかもしれませんが、建築士さんが替わられた理由というのは何かあるんでしょうか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 特にありません。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） 次の質問に行きます。

質問の前提としまして、市街化調整区域の場所に、選挙とは関係のない通常の事務所ではなくて短期間の選挙事務所を建築することは、建築基準法第85条第6項に基づいて可能となっております。その場合には、仮設建築物許可の申請を行った後に建築確認の申請が必要となります。そこで、問題となっているプレハブのある敷地であります。もしかしたら少し理解が違っているかもしれませんが、2005年9月の衆議院選挙の際と2009年8月の衆議院選挙の際には、少なくとも現在のプレハブの奥側に、今はもうありませんけれども、2階建てのプレハブがあったと思います。詳細は分かりませんが、恐らく衆議院選挙の前後での短期間の設置だと推測がされるわけですが、そこで市長に質問いたします。

この2階建てのプレハブにつきましては、建築基準法に基づいた仮設建築物許可の申請や建築確認の申請を行っていたのかどうか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 大原先生もよく御案内のとおり、選挙に際しまして候補者は事実上そういった実務に携わることはできないのが状況でございますので、私自身が確認していることではありませんけれども、そういった手続を経て設置をし、選挙が終わったから撤去をしたということだろうと思います。もし役所に記録が残っていればお答えできると思いますけれども、私はそういうふうに思っております。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） ただいまの大原議員の御質問の中で、一度、その2階建ての仮設の許可並びに建築確認申請は出ております。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） ありがとうございます。

衆議院選挙の2階建てのプレハブの場合には仮設建築物許可の申請をして、しっかりと適法な状

態にしていたということでありました。秘書の方が申請をしたと思われま。もちろん、選挙のときに、特に衆議院の候補となれば大変忙しいので、そういった実務は秘書がやるというのは、私もよく分かっております。けれども、こういった今問題になっているのであれば、少しそういったことも確認をして、この状況で確認しておくべきではないかと考えております。

そこで質問ですけれども、同じ敷地の中で、一方で適法な状況で選挙事務所があった、そして一方で違法な状況のプレハブが存在したということで、改めてですけれども、どうしてこのようなバランスが悪い状況になってしまったのか、市長の見解をもう一度お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 見解と言えほど理路整然とした答弁はできませんけれども、選挙事務所は、私が当事者となって使うものであったということ、現在問題になっているものは、私のものではなく私の父親がかねてから設置を并使用していたものであると、そういう違いがあって、そこに現状のような違いが生じているんだろうというふうに推察をいたします。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） 2021年5月に市長が行政指導を受けまして、1年9か月後の今年の2月下旬になってから市に対してプレハブの撤去をしていくことを伝えたと理解をしておりますけれども、その今年2月の初旬には、一部報道機関から市長への取材の申入れがあったと聞いております。

市長は、記者会見の中で、問題のプレハブのことを自分の敷地内にある使っていないごみという表現をされていたようでありますけれども、もし今年2月の一部報道機関からの取材の申入れがなければ、例えばですが、ずっとプレハブは取壊しをせずに放置だった可能性があるのかどうか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） あの建物をごみと表現したことはありません。ごみとして、使わないものと

して、そこに存置をするということが使用しないということに該当するのかどうかということ、問合せというか調べるというか、聞いたことがありますので、その話の一環として、そのごみというワードが出てきたものと思っております。

それから、報道がなければ、取材がなければということについては、これは当初から申し上げておりますように、いずれ速やかにというか、いずれ撤去をし、違法状態を解消するつもりでおりますので、報道のあるなし、取材のあるなしは関係ないものと思っております。

○議長（杉浦久直） 3番 田口正夫議員。

○3番（田口正夫） 多くの議員の皆さんが質問されましたので、ほぼ質問項目がなくなりましたが、先ほど小木曾会長さんが後の参考のための質問だというような文言を言われたような気がします。私も、今ここで云々という話ではできませんけども、この間、職員の皆様方が一生懸命いろんな形で努力をしていただいたことには、まずもって敬意を表するところであります。

少しだけ確認させていただきたいことがあるんですが、プレハブの選挙事務所と呼ばれるもの、それから後援会事務所というふうには呼ばれるものについて、我々選挙のたびにプレハブを建てますと確認申請を出して検査を受けるわけですが、これが義務化されたのはいつ頃の話でしょうか。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） ただいま議員の御指摘があったように、選挙を執行する場合には、建築指導課建築審査係の名で、仮設事務所の取扱いについては法を守ってくださいという形で1枚ペーパーを配らせていただいております。これについては、選管と調整をさせていただいております。

以上でございます。

（「時期について」の声あり）

○都市政策部長（鈴木広行） 答弁漏れがございました。申し訳ございません。

いつからということですが、基準法ができた

きからということで、昭和25年からでございます。

○議長（杉浦久直） 田口議員。

○3番（田口正夫） 今、昭和25年とおっしゃられたけど、それからしばらく僕らも指導がなかったんですけど、私、2期目のときだったかな、平成20年のときに初めて書類が回ってきまして、そのときに造ったときは確認申請を出させていただいて検査したわけでありまして、できたのは25年というのは分かるんですが、正式に我々に通知が来るようになったのはいつですかという話です。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 失礼しました。法律はそういうことですが、その設置をしたという文書を出させていただいたのは、ちょっといつからということは今の段階でお示しできませんけれども、後ほどすぐ回答させていただきますが、平成になって、20年頃には出ていたかと思えます。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 田口議員。

○3番（田口正夫） すぐにはちょっと無理だと思いますけど、お知らせいただきたいというふうに思います。

そして、これは1回ずつ私どもは壊してしまいます。たった1か月半のことで確認申請を出してやるわけがありますので、きっと議員の皆様方もプレハブを造るときは大変な努力が要ったろうというふうに思います。しかしながら、これは議員の務めでありましてやっています。

こういったずっと前から建っているものについての見回りをしたときに、こういった体制でどういうふうな順番に上に上げていかれるのか、職員さんの中で、その手法というんですか、そういう手法を教えていただければありがたいと思います。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） お答えをいたします。

一般的な指導につきましては、通常はやはり通

報等に対して我々が動くこととなります。通報を受けますと、現地確認をさせていただきまして、違反の確知をし、先ほど行政指導するという話でございましたが、まずは口頭指導から、その後その程度によりまして段階を踏んで文書指導という形に移っていきます。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 田口議員。

○3番（田口正夫） そうだろうというふうに思います。

あの事務所は、プレハブは相当前から建っていたような気がします。よく通りますけども、何度かお邪魔をさせていただいたこともあります。

その中で、最後の質問ですけど、1件だけお聞かせをいただきたいと思います。

あの土地が、阿知和の工業団地とスマートインターの敷地に近いわけでありますけども、それにかかるかどうかというのだけを聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉浦久直） 総合政策部長。

○総合政策部長（手嶋俊明） 当該土地は、阿知和の工業団地にはかかることはございません。

以上です。

（「スマートインターは」の声あり）

○総合政策部長（手嶋俊明） スマートインターも同様です。

○議長（杉浦久直） 4番 鈴木雅子議員。

○4番（鈴木雅子） 3月16日及び17日付の新聞の内容がほぼ正しいということを担当課から聞きましたので、今までの御答弁、御質疑の中でお聞きしたことも含めてお伺いをしたいと思います。

まず、都市政策部長にお伺いをします。

この建物が建築されたのが2008年頃で、市が違法建築だと認めたのが2020年5月です。この間12年間は、市として認知をされていなかったのか、あるいはされても指導されてこなかったのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 市長選のありまし

た2020年、令和3年10月以前の状況はということですが、建物が存在していたことを当時の職員が知っていたかどうかは不明でございます。

また、違法性について確認する実態調査を行ったかどうかも不明であり、記録も残されておられません。当時から違反を確知していたという認識もございません。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 鈴木雅子議員。

○4番（鈴木雅子） 違法建築物というのは多大にあって、その中の一つとしてなのか、あるいは政治家の敷地だからということであるという村度があったかどうかは分かりませんが、今御答弁がありました。

それで、市長にお伺いをしたいと思います。

本来、建築の違法性を指摘された時点で、もう既に市長は市長でありになったわけで、もちろんその前も国会議員という政治に携わる方だったわけです。まずは、その違法性をなくすために即刻撤去すべきだったと思いますが、先ほど様々な活用を検討している等々御答弁はありましたけれども、調整区域に建物を建てるのがいかに難しいかということは、もう市長御存じだと思うんです。それでもあえてまだ活用をしてということを考える前に、まずは違法である建物を撤去すべきと、こういう選択はなかったのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） その点については、私の判断の誤りであったと、かねてからおわびを申し上げておるとおりでございます。申し訳ありません。

○議長（杉浦久直） 鈴木雅子議員。

○4番（鈴木雅子） 議会に対しても、それから市民に対しても、やはり今回のことは謝罪をしていただきたいと思いますが、加えて言うのであれば、たとえ地方の政治であっても、市民から選ばれて、そして信託を受けて市政に携わる者は、私どもも含めて常に襟を正し、そして自己研さんを積んで市民の期待に応えることが私たちの責務だと考えます。

その点、今、謝罪がありましたけれども、やはり違法性を持ったものについては直ちに除去をすべきだったというふうに考えます。

その点で、もう一度お伺いをしますが、現状を続けていたことをどう思うか、そして市民の皆さんに対してぜひ謝罪をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 市民に対して、この間謝罪をさせていただいておっておりますが、足りないということであれば、なお深く、深く深く謝罪をさせていただきたいと思っております。申し訳ありません。

○議長（杉浦久直） 鈴木雅子議員。

○4番（鈴木雅子） 深く謝罪をし、過去のことは戻りませんので、やっぱりそれは直ちに、本当に襟を正していただきたいかったというふうに思います。

そして、もう一つ言えば、先ほどから出ています中根薫元市議が大丈夫だと言われていても、やっぱりその時点で本当に大丈夫なのかということをしちゃんと法や条例に基づいて確認をすべきではなかったかと思っております。もう一度お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 確認を怠ったことについては、深く反省をいたします。

○議長（杉浦久直） 鈴木雅子議員。

○4番（鈴木雅子） 最後ですが、先ほどの質疑の中で、今後についてはまだ日程が不確定なところがあるというふうにお答えがありました。

ただ、今回一応除去はされるという、除却というか、建物は除却されるということなんですけれども、また今後についての日程あるいは計画で決まっていることがあったらお聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 本来の話とすれば、除却をした後どのようにするかということは、この事案とは関わりのないことであろうと思っておりますけれども、あえての御質問でございますのでお

答えをします。

先ほど、冒頭、清風会の御質問にお答えをいたしましたように、この土地について、今は私の所有でありますけれども、もともと父親から贈与を受けたものということもあって、父親の思いが強い場所であるということもあり、父親が自分のような認知症の人間でも、あるいは障がい者でも高齢者でも地域の人たちが集まれる居場所づくりをしてくれんかということをおっしゃるので、その思いに応えられるような形で、合法的なものを設置していきたいと思っておりますが、その際の建築主や、あるいは営業主等々については誰にするかということはまだ決まっておられません。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 先ほど田口議員から御質問のございました件についてお答えをさせていただきます。

仮設事務所に関する議員に対する通知文につきましては、平成21年から送付を開始している履歴はございますが、それ以前は不明でございます。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 以上で、緊急質問は終わりました。

暫時、休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時25分再開